奈良県教育委員会教育長訓令第一号

奈良県立高等学校等処務規程（昭和三十二年六月奈良県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十七日

奈良県教育委員会教育長　冨　岡　將　人

第四条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とする。